

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく平成26年度の随意契約締結状況について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号該当随意契約について、平成26年度分の契約の状況を、木津川市契約事務規則第24条第2項第3号の規定により、次のとおり公表します。

| 番号 | 担当課   | 契約の相手方<br>(住所、会社名、代表者)                                | 契約の名称及び番号                            | 契約金額                 | 契約締結日       | 契約の相手方の選定理由                                       | 備考  |
|----|-------|---|--------------------------------------|----------------------|-------------|---|-----|
| 1  | 水道工務課 | 木津川市木津神田2番地1<br>公益社団法人<br>木津川市シルバー人材センター<br>理事長 岡西 廣二 | 【番号】 26-水委 17<br>【名称】 山城浄水場管理業務委託    | 4,870,800            | 平成26年 4月 1日 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体である | 第3号 |
| 2  | 水道工務課 | 木津川市木津神田2番地1<br>公益社団法人<br>木津川市シルバー人材センター<br>理事長 岡西 廣二 | 【番号】 26-水委 21<br>【名称】 毎日水質検査等業務委託    | 3,034,800            | 平成26年 4月 1日 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体である | 第3号 |
| 3  | 水道工務課 | 木津川市木津神田2番地1<br>公益社団法人<br>木津川市シルバー人材センター<br>理事長 岡西 廣二 | 【番号】 26-水委 28<br>【名称】 観音寺浄水場宿直及び日直業務 | 4,870,800            | 平成26年 4月 1日 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体である | 第3号 |
| 4  | 水道工務課 | 木津川市木津神田2番地1<br>公益社団法人<br>木津川市シルバー人材センター<br>理事長 岡西 廣二 | 【番号】 26-水委 31<br>【名称】 加茂地区浄水場施設等巡回業務 | 1,632,300            | 平成26年 4月 1日 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体である | 第3号 |
| 5  | 水道工務課 | 木津川市木津神田2番地1<br>公益社団法人<br>木津川市シルバー人材センター<br>理事長 岡西 廣二 | 【番号】 26-水委 32<br>【名称】 水道施設植栽管理業務委託   | 6,264,000            | 平成26年 5月15日 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体である | 第3号 |
| 6  | 水道業務課 | 木津川市木津神田2番地1<br>公益社団法人<br>木津川市シルバー人材センター<br>理事長 岡西 廣二 | 【番号】<br>【名称】 木津川市上下水道部清掃作業業務         | 686,400              | 平成26年 4月 1日 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体である | 第3号 |
| 7  | 水道業務課 | 木津川市木津神田2番地1<br>公益社団法人<br>木津川市シルバー人材センター<br>理事長 岡西 廣二 | 【番号】<br>【名称】 木津川市上下水道部宿日直業務          | 単価契約<br>1回当たり、6,600円 | 平成26年 4月 1日 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体である | 第3号 |
| 8  | 水道業務課 | 木津川市木津神田2番地1<br>公益社団法人<br>木津川市シルバー人材センター<br>理事長 岡西 廣二 | 【番号】<br>【名称】 木津川市水道開閉栓業務             | 3,006,882            | 平成26年 4月 1日 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体である | 第3号 |